

役員及び評議員の  
報酬等に関する規程

社会福祉法人 毅行福社会

社会福祉法人毅行福祉会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45の3第1項及び社会福祉法人毅行福祉会定款（以下「定款」という。）の第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は、定款第9条及び第24条に定めるとおり無報酬とする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(施行期日)

第4条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。